

令和8年6月

お客さま各位

諏訪信用金庫

手形・小切手の最終振出期限の設定および  
他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付終了に関するお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2021年6月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。これを踏まえ、当金庫では下記のとおりいたしますので、お知らせいたします。

記

1. 最終振出期限について

令和8年（2026年）9月30日（水）を手形・小切手の最終振出期限といたします。令和8年10月1日（木）以降を振出日とする手形・小切手については、入金・取立・割引等のお取扱いを停止いたします。自己宛小切手についても同様に廃止となります。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付の終了

令和8年（2026年）9月30日（水）で当金庫以外（他行）を支払地とする手形・小切手の預金入金（手形の場合は即時入金可能なもの）を終了いたします。入金先の口座は当座勘定のほか、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

令和8年（2026年）10月1日（木）以降、手形や小切手を受け取られた場合は振出人等に決済方法の変更をご相談ください。

3. 未使用の手形・小切手用紙について

未使用の手形・小切手用紙の買戻しは実施いたしません。ただし、未使用の小切手帳をお持ちのお客さまにつきましては、冊単位で「当座預金払戻請求書」へのご交換に対応いたします。詳細につきましては、お近くの窓口までお問い合わせください。

4. 各種規程の制定・改定について

手形・小切手の最終振出期限設定に伴い、以下の規程を制定・改定いたします。詳細は後記「新旧対照表」と「制定する規定」をご確認ください。

制定・改定日：令和8年7月1日（水）

規定名	内容
当座勘定規定（一般用）	改定
当座勘定規定（専用約束手形口用）	改定
普通預金（決済用普通預金を含む）規定	改定
総合口座取引規定	改定
貯蓄預金規定	改定
通知預金規定	改定
納税準備預金規定	改定
定期預金共通規定（通帳・証書式）	改定
期日指定定期預金規定	改定
自動継続期日指定定期預金規定	改定
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	改定
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	改定
自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	改定
自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	改定
変動金利定期預金規定	改定
自動継続変動金利定期預金規定	改定
積立定期預金共通規定	制定
積立定期預金規定（エンドレス型）	改定
定期積金規定	改定
代金取立規定	制定
振込規定	制定

#### 5. 代替手段のご案内

お客様の資金決済の利便性確保のため、インターネットバンキングおよびでんさいネットへの移行をお勧めしております。移行に関するご相談や資金繰りのご支援につきましても、お気軽にお取引店までお申し付けください。

以 上

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（令和8年7月1日改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p><b>当座勘定規定（一般用）</b></p> <p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、為郵替便証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>	<p><b>当座勘定規定（一般用）</b></p> <p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、為郵替便証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p>

変更前	変更後
<p>第11条（過振り）</p> <p>（2）前項の不足金に対する損害金の割合は年14.5%（年365日の日割計算）とし、当金所定の方法によって計算します。</p> <p>第12条（手数料の引落し）</p> <p>（1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>第17条（払出日、受取人記載漏れの手形、小切手）</p> <p>（1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。</p> <p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>（1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。</p>	<p>第11条（過振り）</p> <p>（2）前項の不足金に対する損害金の割合は年14.5%（年365日の日割計算）とし、当金庫所定の方法によって計算します。</p> <p>第12条（手数料の引落し）</p> <p>（1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>第17条（<u>振出日</u>、受取人記載漏れの手形、小切手）</p> <p>（1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>（1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。</p>

変更前	変更後
<p>第21条（残高の報告） 当座勘定の受払または残<del>応</del>の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。</p> <p>第27条（手形交換規則による取扱い）</p> <p>第28条（成年後見人等の届出） （4）前3項の届出事項に取消または変更等が生じた<del>撮</del>合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>第31条（規定の変更等） （2）前記（1）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p><b>約束手形用法</b> 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>	<p><u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>第21条（残高の報告） 当座勘定の受払または残<del>高</del>の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。</p> <p>第27条（手形交換<del>所</del>規則による取扱い）</p> <p>第28条（成年後見人等の届出） （4）前3項の届出事項に取消または変更等が生じた<del>撮</del>合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>第31条（規定の変更等） （2）前<del>項</del>の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p><b>約束手形用法</b> 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>

変更前	変更後
<p><b>為替手形用法</b></p> <p>4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入</u>してください。</p> <p><b>小切手用法</b></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承 知おきください。</p>	<p><b>為替手形用法</b></p> <p>4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してくだ さい。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から 支払いません。</u></p> <p><b>小切手用法</b></p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承 知おきください。<u>令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定 から支払いません。</u></p>

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表（令和8年7月1日改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p><b>当座勘定規定（専用約束手形口用）</b></p> <p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、為郵替便証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>第17条（<u>払出日</u>、受取人記載漏れの手形、小切手）</p> <p>（1）手形を振出す場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p>	<p><b>当座勘定規定（専用約束手形口用）</b></p> <p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、為郵替便証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>第17条（<u>振出日</u>、受取人記載漏れの手形）</p> <p>（1）手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p>

変更前	変更後
<p><b>約束手形用法</b></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>	<p><b>約束手形用法</b></p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>

普通預金（決済用普通預金を含む）規定新旧対照表（令和8年7月1日 改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p>ファイル名およびタイトル 「普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人用）」</p> <p><u>1.（取扱店の範囲）</u></p> <p><u>2.（証券類の受入れ）</u> （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p><u>3.（振込金の受入れ）</u> （1）この預金口座には為替による振込金を受入れます。</p>	<p>ファイル名およびタイトル 「普通預金（決済用普通預金を含む）規定」</p> <p><u>（追加）1.（預金契約の成立）</u> <u>当金庫は、お客さまからのこの預金の取引に係る金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</u></p> <p><u>2.（取引店の範囲）</u></p> <p><u>3.（証券類の受入れ）</u> （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p><u>4.（振込金の受入れ）</u> （1）この預金口座には為替による振込金を受入れます。<u>ただし、この預金口座の名義人より、当該振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知り得た後）</u></p>

変更前	変更後
<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>6. (利息)</p> <p>7. (諸届事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>10. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>11. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>12. (取引の制限等)</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、後記第14条第4項もしくは第14条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用すること</p>	<p><u>の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。</u></p> <p>5. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>7. (利息)</p> <p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>9. (成年後見人等の届出)</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>11. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>12. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>13. (取引の制限等)</p> <p>14. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、後記第15条第4項もしくは第15条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用する</p>

変更前	変更後
<p>ができ、第 14 条第 4 項もしくは第 14 条第 5 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>ことができ、第 15 条第 4 項もしくは第 15 条第 5 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p><u>14.</u> (解約等)</p>	<p><u>15.</u> (解約等)</p>
<p><u>15.</u> (未利用口座管理手数料・自動解約の定め)</p>	<p><u>16.</u> (未利用口座管理手数料・自動解約の定め)</p>
<p><u>16.</u> (通知等)</p>	<p><u>17.</u> (通知等)</p>
<p><u>17.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p><u>18.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>
<p><u>18.</u> (規定の変更等)  (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p><u>19.</u> (規定の変更等)  (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>「総合口座取引規定」</p>	<p><u>(削除)「総合口座取引規定」別ファイルにて独立</u></p>

総合口座取引規定新旧対照表（令和8年7月1日 改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p>ファイル名およびタイトル 「普通預金（決済用普通預金を含む）規定<u>（個人用）</u>」</p> <p><u>1.</u>（総合口座取引）</p> <p><u>2.</u>（取扱店の範囲）</p> <p><u>3.</u>（定期預金の自動継続）</p> <p><u>4.</u>（預金の払戻し）</p> <p><u>5.</u>（預金利息の支払い）</p> <p><u>6.</u>（当座貸越）</p> <p><u>7.</u>（貸越金の担保）</p>	<p>ファイル名およびタイトル 「<u>総合口座取引規定</u>」</p> <p><u>（追加） 1.（預金契約の成立）</u> <u>当金庫は、お客さまからのこの預金の取引に係る金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</u></p> <p><u>2.</u>（総合口座取引）</p> <p><u>3.</u>（取扱店の範囲）</p> <p><u>4.</u>（定期預金の自動継続）</p> <p><u>5.</u>（預金の払戻し）</p> <p><u>6.</u>（預金利息の支払い）</p> <p><u>7.</u>（当座貸越）</p> <p><u>8.</u>（貸越金の担保）</p>



変更前	変更後
<p><u>16.</u> (差引計算等)</p> <p><u>17.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p><u>18.</u> (譲渡、質入れの禁止)</p> <p><u>19.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p><u>20.</u> (規定の変更等)</p>	<p><u>18.</u> (差引計算等)</p> <p><u>19.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p><u>20.</u> (譲渡、質入れの禁止)</p> <p><u>21.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p><u>22.</u> (規定の変更等)</p>

貯蓄預金規定新旧対照表（令和8年7月1日 改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p>ファイル名およびタイトル</p> <p>ファイル：「<u>普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人・法人用）納税準備預金規定（個人・法人用）貯蓄預金規定（個人限定）通知預金規定（個人・法人用）</u>」</p> <p>タイトル：「<u>貯蓄預金規定（個人限定）</u>」</p> <p><u>1.（取扱店の範囲）</u></p> <p>貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p><u>2.（証券類の受入れ）</u></p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p>	<p>ファイル名およびタイトル</p> <p>ファイル：「<u>貯蓄預金規定</u>」</p> <p>タイトル：「<u>貯蓄預金規定</u>」</p> <p><u>（追加）1.（預金契約の成立）</u></p> <p><u>当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</u></p> <p><u>2.（預金の目的、預入れ）</u></p> <p>貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。<u>ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ届出の印鑑との照合手続きを受けたものに限りま</u>す。</p> <p><u>3.（証券類の受入れ）</u></p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形ま</u></p>

変更前	変更後
<p>3. (振込金の受入れ)  (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p> <p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>6. (自動支払い等)</p> <p>7. (利息)</p>	<p><u>たは小切手は受入れません。</u></p> <p>4. (振込金の受入れ)  (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。<u>ただし、この預金口座の名義人より、当該振込にかかる入金拒絶の申出がある場合には、入金<u>の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知り得た後）の振込金は、入金<u>の受入れをせず、資金を振込人に返却します。</u></u></u></p> <p>5. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>6. (預金の払戻し)</p> <p>7. (自動支払い等)</p> <p>8. (利息)</p> <p><u>(以下追加)</u></p> <p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)  (1) <u>通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てくださ</u>  <u>い。</u>  (2) <u>前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(4) <u>通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</u></p> <p><u>10.（成年後見人の届出）</u></p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p>(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</u></p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</u></p> <p>(4) <u>前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</u></p> <p>(5) <u>前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いま</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>せん。</u></p> <p><u>1 1. (印鑑照合等)</u>  <u>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u></p> <p><u>1 2. (盗難通帳による払戻し等)</u></p> <p>(1) <u>預金者が個人の場合であつて、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</u></p> <p>① <u>通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</u></p> <p>② <u>当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</u></p> <p>③ <u>当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</u></p> <p>(2) <u>前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金</u></p>

変更前	変更後
	<p>庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) <u>前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</u></p> <p>(4) <u>第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u></p> <p>① <u>当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u></p> <p>A. <u>当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u></p> <p>B. <u>預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u></p> <p>C. <u>預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</u></p> <p>② <u>通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随して行われたこと</u></p>

変更前	変更後
	<p>(5) <u>当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u></p> <p>(6) <u>当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</u></p> <p>(7) <u>当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p><u>13. (譲渡、質入れ等の禁止)</u></p> <p>(1) <u>この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</u></p> <p>(2) <u>当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。</u></p> <p><u>14. (取引の制限等)</u></p> <p>(1) <u>当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を</u></p>

変更前	変更後
	<p>求めることがあります。<u>預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(3) <u>前項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) <u>3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(5) <u>前4項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認めた場合は、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><u>15. (反社会的勢力との取引拒絶)</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>この預金口座は、後記第16条第4項もしくは第16条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第4項もしくは第16条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><u>16. (解約等)</u></p> <p>(1) <u>この預金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) <u>次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p>① <u>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合ま</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>たは預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p>② <u>この預金の預金者が前記第13条第1項に違反した場合</u></p> <p>③ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ <u>当金庫が法令等で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第12条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合</u></p> <p>⑤ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑥ <u>第14条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合</u></p> <p>(5) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>② <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団</u></p> <p>B. <u>暴力団員</u></p>

変更前	変更後
	<p>C. <u>暴力団準構成員</u></p> <p>D. <u>暴力団関係企業</u></p> <p>E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>F. <u>その他前AからEに準ずる者</u></p> <p>③ <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合</u></p> <p>A. <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p>E. <u>その他前AからDに準ずる行為</u></p> <p>(6) <u>この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p>(7) <u>前第4項から第6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>17. (未利用口座管理手数料・自動解約の定め)</u></p> <p>(1) <u>未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p>(2) <u>この預金は別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>(3) <u>この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料を引落します。また、残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約できるものとしてします。</u></p> <p>(4) <u>一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u></p> <p>(5) <u>第3項により解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p><u>18. (通知等)</u></p> <p><u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u></p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合に</u></p>

変更前	変更後
	<p>は、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、<u>預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</u></p> <p>(2) <u>相殺する場合の手続については、次によるものとします。</u></p> <p>① <u>相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。</u></p> <p>② <u>複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</u></p> <p>③ <u>前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。</u></p> <p>④ <u>第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</u></p> <p>(3) <u>相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</u></p> <p>(4) <u>相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。</u></p>

変更前	変更後
	<p>(5) <u>相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</u></p> <p><u>20. (規定等の変更等)</u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>

通知預金規定新旧対照表（令和8年7月1日 改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p>ファイル名およびタイトル</p> <p>ファイル：「<u>普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人・法人用）納税準備預金規定（個人・法人用）貯蓄預金規定（個人限定）通知預金規定（個人・法人用）</u>」</p> <p>タイトル：「<u>貯蓄預金規定（個人・法人用）</u>」</p> <p><u>1.（預金の支払時期等）</u></p> <p><u>2.（証券類の受入れ）</u></p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p>	<p>ファイル名およびタイトル</p> <p>ファイル：「<u>通知預金規定</u>」</p> <p>タイトル：「<u>通知預金規定</u>」</p> <p><u>（追加）1.（預金契約の成立）</u></p> <p><u>当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</u></p> <p><u>（追加）2.（預入れの最低金額）</u></p> <p><u>この預金の預入れは1万円以上、1円単位とします。</u></p> <p><u>3.（預金の支払時期等）</u></p> <p><u>4.（証券類の受入れ）</u></p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形ま</u></p>

変更前	変更後
<p><u>3.</u> (利息)</p> <p><u>4.</u> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p><u>5.</u> (取引の制限等)</p> <p><u>6.</u> (預金の解約)</p>	<p><u>たは小切手は受入れません。</u></p> <p><u>5.</u> (利息)</p> <p><u>6.</u> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p><u>7.</u> (取引の制限等)</p> <p><u>8.</u> (預金の解約)</p> <p><u>(以下追加)</u></p> <p><u>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</u></p> <p>(1) <u>通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</u></p> <p>(2) <u>前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(4) <u>通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</u></p>

変更前	変更後
	<p data-bbox="1137 300 1473 331"><u>10. (成年後見人の届出)</u></p> <p data-bbox="1149 347 2080 571">(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p data-bbox="1149 587 2080 715">(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</u></p> <p data-bbox="1149 730 2080 858">(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</u></p> <p data-bbox="1149 874 2080 962">(4) <u>前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</u></p> <p data-bbox="1149 978 2080 1058">(5) <u>前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p data-bbox="1137 1121 1395 1153"><u>11. (印鑑照合等)</u></p> <p data-bbox="1137 1169 2080 1342"><u>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u></p> <p><u>1 2. (譲渡、質入れ等の禁止)</u></p> <p>(1) <u>この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</u></p> <p>(2) <u>当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。</u></p> <p><u>1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u></p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</u></p> <p>(2) <u>相殺する場合の手続については、次によるものとします。</u></p> <p>① <u>相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。</u></p> <p>② <u>複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</u></p>

変更前	変更後
	<p>③ <u>前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。</u></p> <p>④ <u>第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</u></p> <p>(3) <u>相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</u></p> <p>(4) <u>相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。</u></p> <p>(5) <u>相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</u></p> <p><u>20. (規定等の変更等)</u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用</u></p>

変更前	変更後
	<u>されるものとして</u> ます。

納税準備預金規定新旧対照表（令和8年7月1日 改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p>ファイル名およびタイトル</p> <p>ファイル：「<u>普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人・法人用）納税準備預金規定（個人・法人用）貯蓄預金規定（個人限定）通知預金規定（個人・法人用）</u>」</p> <p>タイトル：「<u>納税準備預金規定（個人・法人用）</u>」</p> <p><u>1.（預金の目的、預入れ）</u></p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p><u>2.（証券類の受入れ）</u></p>	<p>ファイル名およびタイトル</p> <p>ファイル：「<u>納税準備預金規定</u>」</p> <p>タイトル：「<u>納税準備預金規定</u>」</p> <p><u>（追加）1.（預金契約の成立）</u></p> <p><u>当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</u></p> <p><u>2.（預金の目的、預入れ）</u></p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p><u>3.（証券類の受入れ）</u></p>

変更前	変更後
<p><u>3.</u> (振込金の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p> <p><u>4.</u> (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p><u>5.</u> (預金の払戻し)</p> <p><u>6.</u> (利息)</p> <p>(3) 前<u>(1)</u> および <u>(2)</u> の利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p><u>7.</u> (納税貯蓄組合法による特例)</p>	<p><u>4.</u> (振込金の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。<u>ただし、この預金口座の名義人より、当該振込にかかる入金拒絶の申出がある場合には、入金</u>の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知り得た後）の振込金は、入金<u>の受入れをせず、資金を振込人に返却します。</u></p> <p><u>5.</u> (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p><u>6.</u> (預金の払戻し)</p> <p><u>7.</u> (利息)</p> <p>(3) 前<u>第1項</u>および<u>第2項</u>の利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p><u>8.</u> (納税貯蓄組合法による特例)</p> <p><u>(以下追加)</u></p> <p><u>9.</u> (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) <u>通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</u></p> <p>(2) <u>前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負い</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>ません。</u></p> <p>(3) <u>通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(4) <u>通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</u></p> <p><u>10.（成年後見人の届出）</u></p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p> <p>(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</u></p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</u></p> <p>(4) <u>前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</u></p> <p>(5) <u>前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>11. (印鑑照合等)</u></p> <p><u>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u></p> <p><u>12. (盗難通帳による払戻し等)</u></p> <p>(1) <u>預金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</u></p> <p>① <u>通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</u></p> <p>② <u>当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</u></p> <p>③ <u>当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</u></p> <p>(2) <u>前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとしします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとしします。</u></p> <p>(3) <u>前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとしします。</u></p> <p>(4) <u>第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u></p> <p>① <u>当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u></p> <p>A. <u>当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u></p> <p>B. <u>預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u></p> <p>C. <u>預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</u></p> <p>② <u>通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</u></p> <p>(5) <u>当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u></p> <p>(6) <u>当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</u></p> <p>(7) <u>当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p><u>13. (譲渡、質入れ等の禁止)</u></p> <p>(1) <u>この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</u></p> <p>(2) <u>当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。</u></p> <p><u>14. (取引の制限等)</u></p> <p>(1) <u>当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(3) <u>前項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) <u>3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(5) <u>前4項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認めた場合は、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><u>15. (反社会的勢力との取引拒絶)</u></p> <p><u>この預金口座は、後記第16条第4項もしくは第16条第5項第1号、第2</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第4項もしくは第16条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><u>16. (解約等)</u></p> <p>(1) <u>この預金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) <u>次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p>① <u>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らか</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>になった場合</u></p> <p>② <u>この預金の預金者が前記第13条第1項に違反した場合</u></p> <p>③ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ <u>当金庫が法令等で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第12条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合</u></p> <p>⑤ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>⑥ <u>第14条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合</u></p> <p>(5) <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>② <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団</u></p> <p>B. <u>暴力団員</u></p> <p>C. <u>暴力団準構成員</u></p>

変更前	変更後
	<p>D. <u>暴力団関係企業</u></p> <p>E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>F. <u>その他前AからEに準ずる者</u></p> <p>③ <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合</u></p> <p>A. <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>B. <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p>E. <u>その他前AからDに準ずる行為</u></p> <p>(6) <u>この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p>(7) <u>前第4項から第6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>17. (未利用口座管理手数料・自動解約の定め)</u></p> <p>(1) <u>未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p>(2) <u>この預金は別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>(3) <u>この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料を引落します。また、残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約できるものとします。</u></p> <p>(4) <u>一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u></p> <p>(5) <u>第3項により解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p><u>18. (通知等)</u></p> <p><u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u></p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</u></p> <p>(2) <u>相殺する場合の手続については、次によるものとします。</u></p> <p>① <u>相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。</u></p> <p>② <u>複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</u></p> <p>③ <u>前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。</u></p> <p>④ <u>第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</u></p> <p>(3) <u>相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</u></p> <p>(4) <u>相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。</u></p> <p>(5) <u>相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の</u></p>

変更前	変更後
	<p data-bbox="1189 252 2083 379"><u>定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</u></p> <p data-bbox="1137 443 1442 475"><u>20. (規定等の変更等)</u></p> <p data-bbox="1151 491 2083 667">(1) <u>この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p data-bbox="1151 683 2083 762">(2) <u>前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>

定期預金共通規定（通帳・証書式）新旧対照表（令和8年7月1日 改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p>ファイル名およびタイトル                      ファイル：「定期預金等規定集（証書用）」</p> <p>タイトル：「定期預金共通規定」</p> <p>1.（証券類の受入れ）                      （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。</p> <p>2.（反社会的勢力との取引拒絶）                      （3）前項により、この預金が解約された場合、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>ファイル名およびタイトル                      ファイル：「定期預金共通規定（通帳・証書式）」</p> <p>タイトル：「定期預金共通規定（通帳・証書式）」</p> <p><u>（追加）この共通規定は、各種定期預金規定すべてについて適用します。</u></p> <p>1.（証券類の受入れ）                      （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書・<u>通帳</u>と引換えに、当店で返却します。</p> <p>2.（反社会的勢力との取引拒絶）                      （3）前項により、この預金が解約された場合、証書・<u>通帳</u>の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

変更前	変更後
<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(4) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。</p> <p>5. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) 証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p> <p>7. (印鑑照合等)</p> <p>証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、それら</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄<u>または払戻請求書</u>に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</p> <p>(4) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・<u>通帳</u>とともに当店に提出してください。</p> <p>5. (届出事項の変更、<u>通帳</u>・証書の再発行等)</p> <p>(1) <u>通帳</u>・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) <u>通帳</u>・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは<u>通帳</u>・証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) <u>通帳</u>・証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p> <p>7. (印鑑照合等)</p> <p>証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、それら</p>

変更前	変更後
<p>の書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>8. (盗難証書を用いた解約または書替継続による払戻し等)</p> <p>(1) 預金者が個人の場合であって、盗取された証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、証書が盗取された日(証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) ②証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じま</p>	<p>の書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された<u>通帳・証書</u>を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>8. (盗難<u>通帳・証書</u>を用いた解約または書替継続による払戻し等)</p> <p>(1) 預金者が個人の場合であって、盗取された<u>通帳・証書</u>を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①<u>通帳・証書</u>の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、<u>通帳・証書</u>が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された<u>通帳・証書</u>を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) ②<u>通帳・証書</u>の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に</p>

変更前	変更後
<p data-bbox="152 252 577 284">たはこれに付随して行われたこと</p> <p data-bbox="152 347 1108 523">(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p data-bbox="152 639 488 671">9. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p data-bbox="152 687 1070 719">(1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p data-bbox="152 831 801 863">10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p data-bbox="152 879 1108 959">(2) ①相殺通知は書面によるものとします。預金証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。</p>	<p data-bbox="1128 252 1644 284">乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p data-bbox="1128 347 2085 571">(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された<u>通帳・証書</u>を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p> <p data-bbox="1128 639 1464 671">9. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p data-bbox="1128 687 2085 767">(1) この預金および<u>通帳・証書</u>は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p data-bbox="1128 831 1778 863">10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p data-bbox="1128 879 2085 959">(2) ①相殺通知は書面によるものとします。<u>預金通帳・証書</u>は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。</p>

積立定期預金規定（エンドレス型）新旧対照表（令和8年7月1日 改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p>ファイル名およびタイトル            ファイル：「<u>定期預金等規定集（通帳用）積立式期日指定定期預金規定</u>」</p> <p>タイトル：「<u>積立式期日指定定期預金規定</u>」</p> <p><u>「自動継続期日指定定期預金規定」</u>  <u>「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」</u>  <u>「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」</u>  <u>「自由金利型定期預金規定（大口定期預金）」</u>  <u>「自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）」</u>  <u>「変動金利定期預金規定」</u>  <u>「自動継続変動金利定期預金規定」</u></p> <p>「<u>積立式期日指定定期預金規定</u>」</p> <p>1.（預入れ等）            （1）積立式期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1回1,000円以上<u>300万円未満</u>とします。預入れのときは必ず通帳を</p>	<p>ファイル名およびタイトル            ファイル：「<u>積立定期預金規定（エンドレス型）</u>」</p> <p>タイトル：「<u>積立定期預金規定（エンドレス型）</u>」</p> <p><u>（削除）各商品別定期預金規定に統合</u></p> <p>「<u>積立定期預金規定（エンドレス型）</u>」            （追加）1.（預金契約の成立）            当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</p> <p>2.（預入れ等）            （1）積立式期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1回1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してくださ</p>

変更前	変更後
<p>持参してください。</p> <p><u>2. (口座振替による預入れ)</u></p> <p><u>(1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は、口座振替依頼書に記載されたとおりとします。ただし、積立金引落口座の残高が、振替日において振替金額に満たないときは、通知することなく、その日の口座振替は行いません。</u></p> <p><u>(2) 積立金引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合、並びに口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届け出てください。</u></p> <p>5. 利息</p> <p><u>(3) この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>⑤ <u>2年6か月以上2年6か月未満</u></p>	<p>い。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5. 利息</p> <p><u>(追加) (3) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前に解約するときおよび積立定期預金規定第5条第3項の規定により解約するとき、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>⑤ <u>2年以上2年6か月未満</u></p>

変更前	変更後
「定期預金共通規定」	(削除)「定期預金共通規定(通帳・証書式)」に統合

定期積金（スーパー積金）規定新旧対照表（令和8年7月1日 改定）

（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>

## 振込規定

### 1. (適用範囲)

振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店（ゆうちょ銀行を含みます。）にある受取人の預金口座（振替口座を含みます。）あての振込については、この規定により取扱います。

### 2. (振込の依頼)

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
  - ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。
  - ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。
  - ③ 当金庫は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。
  - ① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。
  - ② 1回及び1日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
  - ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名及びその電話番号も正確に入力してください。

### 3. (振込契約の成立)

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 振込機による場合には、振込契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- (3) 第1項及び第2項により振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、お取扱明細票（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

### 4. (振込通知の発信)

- (1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。ただし、ゆうちょ銀行が振込先の場合には、当金庫が振替の請求人となり所定の手続を行います。

- ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
  - ② 文書扱いの場合には、依頼日以後5営業日以内に振込通知を発信します。
- (2) 窓口営業時間終了後及び銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合は、第1項の規定にかかわらず、依頼日の当日に電信扱いで振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

## 5. (証券による振込)

小切手その他の証券類による振込資金等の受け入れはしません。

## 6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座（振替口座を含みます。）に振込金の入金が行われていない場合には、速やかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関（ゆうちょ銀行を含みます。）に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、速やかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

## 7. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名及び振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
  - ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の振込訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当金庫は、振込訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 第1項の訂正の取扱いについては、提出された振込金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたいうえ、取り扱ったときは、これによって生じ

た損害について当庫は責任を負いません。

- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 8. 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の振込組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当金庫は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 組戻しされた振込資金は、振込組戻依頼書に指定された方法により返却します。
  - ④ 現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 第1項の組戻しの取扱い及び組戻しされた振込資金の返却については、第7条第2項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 9. 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 第1項において、連絡先の記載の不備・ご入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

## 10. 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却いたしません。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするとき

も店頭表示の振込手数料をいただきます。

- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

### 1 1. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

### 1 2. (譲渡、質入れの禁止)

振込金受取書等及びこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

### 1 3. (預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座から振り替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定、カード規定及び法人カード規定により取扱います。

### 1 4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項及び第2項と同様にお届けください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人・保佐人・補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張できません。

### 1 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由があると

認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示及び当金庫ホームページ掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第1項及び第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の適切な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(令和8年7月1日現在)

## 代金取立規定

### 1. (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。

### 2. (要件の補充等)

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

### 3. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

### 4. (発送)

証券類の取立を当金庫の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

### 5. (引受けのない手形等の取扱い)

- (1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信することとどめ、引受けおよび支払のための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

### 6. (取立代金の入金)

- (1) 手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。

- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、金融機関相互間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

#### 7. (証券類の不渡り)

- (1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
- (2) 不渡りとなった証券類は当金庫取扱店舗で返却しますので、受取の際は当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (3) 第2項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

#### 8. (証券類の組戻し)

- (1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻しをした証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

#### 9. (証券類の喪失、通信の遅延等)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。やむをえない事由により通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

#### 10. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### 11. (反社会的勢力の排除)

- (1) 貴殿は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ア. 暴力団
  - イ. 暴力団員
  - ウ. 暴力団準構成員
  - エ. 暴力団関係企業
  - オ. 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
  - カ. その他アからオに準ずる者
- (2) 貴殿は当金庫に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行

わないことを確約するものとします。

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他アからエに準ずる行為

- (3) 当金庫が貴殿より証券類の取立を受け付けた場合、貴殿が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定について虚偽の申告をしたことが判明し、貴殿との取引を継続することができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当金庫は責任を負いません。

## 12. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、公表の際に定める適切な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(令和8年7月1日現在)

## 積立定期預金共通規定

この共通規定は、各種積立定期預金規定すべてについて適用します。

### 1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳と引換えに、当店で返却します。

### 2. (口座振替による預入れ)

- (1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は、口座振替依頼書に記載されたとおりとします。ただし、積立金引落口座の残高が、振替日において振替金額に満たないときは、通知することなく、その日の口座振替は行いません。
- (2) 積立金引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合、並びに口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届け出てください。

### 3. (反社会的勢力との取引拒絶等)

- (1) この預金は、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEもしくは第4条第5項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEもしくは第4条第5項の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信し、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき日に到達したものとみなします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

- F. その他前AからEに準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前AからDに準ずる行為
- (3) 前項により、この預金が解約された場合、通帳の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 4. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。
- (1) 前3項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (4) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、解約する際の利息は、各定期預金規定の中途解約利率に関する定めを準用するものとします。
  - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が後記第9条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および当金庫が預金者と適切な取引を行うために預金者に提出をお願いした預金者に関する情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
  - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑥ 第3条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合

## 6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

## 7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前1項および2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前1項から3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前1項から4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

## 9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

## 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとします。預金通帳は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

- ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。
- 当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和8年7月1日現在)